

北広島市公益活動事業補助金審査要領

第1 目的

この審査要領は、北広島市市民協働推進会議が行う北広島市公益活動事業補助金（以下「補助金」という。）の審査と事業評価に必要な事項を定めるものとする。

第2 審査対象

審査対象は、補助金の交付を受けるために申請された事業で、次に掲げるコースの区分に応じて実施する。

- (1) 全市型事業コース
- (2) 地域型事業コース

第3 審査方法

第4の審査項目に定める各項目について、別紙1（選考審査シート）により申請案件毎に個別に審査する。

第4 審査項目

北広島市補助金交付基準の基本基準を踏まえ、次に掲げる各項目（以下「審査項目」という。）について審査する。

- (1) 公益性
- (2) 必要性
- (3) 効果性
- (4) 適格性
- (5) 実現可能性
- (6) 発展普及性
- (7) 地域活用性

第5 審査採点

審査項目ごとに次の4段階の採点を行い、その合計を採点合計点数とし、48点満点とする。

- 3点・・・大いに認められる
- 2点・・・どちらかといえば認められる
- 1点・・・どちらかといえば認められない
- 0点・・・認められない

第6 判定方法

各審査員の採点の合計点数を、審査員人数分で除した点数が28点以上を基準とし、全審査員協議のうえ共通認識のもと総合判定する。

第7 事業評価

事業評価については、別紙2（事業評価シート）により事業案件毎に実施する。